

東浦町ふだんのくらしのしあわせを守り支えるための連携協定ガイドライン

1 趣旨

東浦町では、町民が生まれてから最期のときを迎えるまで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続け、誰かの支援が必要な状況であっても「ふだんのくらしのしあわせ」を感じて過ごすことが出来るよう、地域全体で支え合う、「地域包括ケアシステム」の構築を目指している。

そのため、民間事業者等と行政の連携により、町民の「ふだんのくらしのしあわせ」を維持、さらには、向上できるように福祉及び健康に役立つ民間サービス市場の拡充を促進し、町民が容易に多様なサービスを活用できるよう、地域ぐるみで町民の暮らしを支えるサービスを提供できる地域づくり、さらには地域包括ケアの推進を目指すものである。

2 協定の要件

社会・地域課題の解決や住民サービスの向上に向けて自らの資源を活用し、町との連携調整を密にしながら、連携事業を推進する意欲のある事業者のうち、以下のいずれにも該当しない者。

- (1) 法令等に違反する行為（これに類する行為を含む）を行っている者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業（これに類する営業を含む）を行っている者
- (3) 反社会的勢力との関係を有している者
- (4) その他連携協定の対象として町長がふさわしくないと認める者

3 協定の概要

(1) 町の役割

- ア 協定内容を町民へ広報周知
- イ 福祉及び健康に役立つ民間サービスの情報発信支援

(2) 民間事業者等の役割

- ア 福祉及び健康に役立つ民間サービスのニーズ把握、開発、提供
- イ 町との連携による地域貢献

(3) 民間事業者等に求める具体的な取組み例

- ア 社会参加の場の提供
 - (例) 仲間づくり、生きがい、活躍（雇用）の場の提供
 - イ 生活支援に関すること
 - (例) 生活支援サービス（日常的な掃除、洗濯、食事、買い物、家の片付け、不用品整理、電球の取替え、部屋の模様替え、子どもの預かり支援、送迎等）の提供
 - ウ 健康増進・介護予防に関すること

- (例) 運動、口腔、栄養、うつ、閉じこもり、認知症等の予防に資するプログラムの提供
- エ 安心・安全のこと
 - (例) 見守り支援、認知症サポーター・キャラバンメイトの養成（東浦町内、又は近隣の拠点に配置）、行方不明高齢者等捜索メール配信システム「みまもりねっと」の登録等
- オ 町が実施する地域包括ケア推進施策への協力
 - (例) 町が実施する施策への協力（医療・介護に係る連携支援、妊娠・出産・子育てに係る家庭等への支援、啓発用品等の提供、協賛、会場、周知の協力等）
- カ その他地域包括ケアのこと
 - (例) 上記項目以外で地域包括ケアのこと

4 協定の公表

連携協定を締結した場合には、報道機関への情報提供、町公式ホームページへの掲載等その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとし、事業者等も公表することができるものとする。

協定締結後、協定したことについて東浦町長への表敬訪問を希望する場合は、所管課へ相談の上、別途調整するものとする。

5 その他

民間事業者等は、当該協定の対象となる取組みに変更が生じた場合及び事業が廃止した場合には、速やかに町へ連絡すること。

また、町は、民間事業者等が不測の事態により、協定相手として相応しくないと判断した場合は、協定を解除する。

附則

- 1 このガイドラインは、令和7年9月1日から施行する。